

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-299048

(P2005-299048A)

(43) 公開日 平成17年10月27日(2005.10.27)

(51) Int.Cl.⁷

D03D 15/00
A47H 23/08
D03D 1/00
D03D 15/02

F 1

D 0 3 D 15/00
D 0 3 D 15/00
D 0 3 D 15/00
A 4 7 H 23/08
D 0 3 D 1/00

D
B
C
Z

テーマコード(参考)

2 E 1 8 2
4 L O 4 8

審査請求 有 請求項の数 8 O L (全 12 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号
(22) 出願日

特願2004-120579 (P2004-120579)
平成16年4月15日 (2004.4.15)

(71) 出願人 500122570
進弘産業株式会社
愛知県一宮市萩原町串作字郷27
(71) 出願人 504151387
笠原細巾織物株式会社
静岡県浜松市佐藤二丁目28-28
(74) 代理人 100064584
弁理士 江原 省吾
(74) 代理人 100093997
弁理士 田中 秀佳
(74) 代理人 100101616
弁理士 白石 吉之
(74) 代理人 100107423
弁理士 城村 邦彦

最終頁に続く

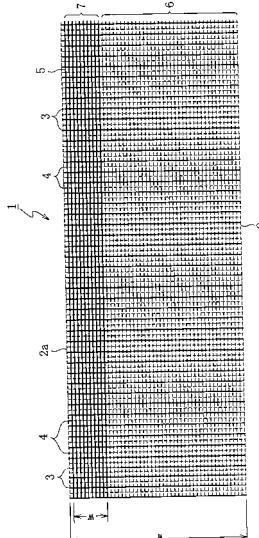
(54) 【発明の名称】カーテン用芯地

(57) 【要約】

【課題】 カーテンのひだ山およびひだ谷に綺麗な円弧形状が得られ、カーテンに美しいひだが得られるカーテン用芯地を提供する。

【解決手段】 低融点のウーリー糸からなる縦糸2、ポリエステルのモノフィラメントからなる第1横糸3、ポリエステルのモノフィラメントからなる第2横糸4を織成して構成された芯地1の幅方向の一端側に、前記縦糸2とは反発力が異なる縦糸4を織成して残余部分5とは反発力が異なる異反発力領域7を形成した。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

カーテンの上部に縫い込まれるカーテン用芯地において、

前記芯地の幅方向の少なくとも一端側に、芯地の残余部分とは反発力が異なる異反発力領域を設けたことを特徴とするカーテン用芯地。

【請求項 2】

前記異反発力領域が、芯地の残余部分よりも反発力が大きな強反発力領域であることを特徴とする請求項 1 に記載のカーテン用芯地。

【請求項 3】

前記強反発力領域が、芯地の残余部分の縦糸よりも反発力が大きな縦糸を織り込んで構成されていることを特徴とする請求項 2 に記載のカーテン用芯地。

【請求項 4】

前記強反発力領域が、芯地の幅方向の両端側に設けられ、かつ、その反発力を芯地の両端側で異ならせたことを特徴とする請求項 2 または 3 に記載のカーテン用芯地。

【請求項 5】

前記残余部分の縦糸が熱融着糸とウーリー糸で構成され、前記横糸がポリエステルのモノフィラメントからなる第 1 横糸およびポリエステルのモノフィラメントからなる第 2 横糸の交互織で構成され、前記強反発力領域を構成する縦糸がポリエステルのモノフィラメントで構成されていることを特徴とする請求項 2 から 4 のいずれかに記載のカーテン用芯地。

【請求項 6】

前記強反発力領域を構成する縦糸が、ポリエステルの扁平状モノフィラメントで構成されていることを特徴とする請求項 2 から 5 のいずれかに記載のカーテン用芯地。

【請求項 7】

前記強反発力領域を構成する縦糸の幅方向の端部に、少なくとも 1 本の低融点のウーリー糸を織り込んだことを特徴とする請求項 2 から 6 のいずれかに記載のカーテン用芯地。

【請求項 8】

芯地が織物又は編物で構成されることを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれか記載のカーテン用芯地。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明はカーテン用芯地に関し、特にカーテンの上部に縫い込んでカーテンをカーテンレールに吊り下げた場合に、カーテンに美しいひだを形成することができるカーテン用芯地に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

横方向に開閉するカーテンは、その上端部にカーテン生地よりも反発力が大きな（腰の強い）芯地を縫い込んで、カーテン上端部に所定間隔でひだ（襞）を形成し、このひだの部分に背後からカーテン吊り具を取り付けて、カーテン吊り具をカーテンレールに吊り下げるようしている。

【0003】

典型的なカーテン用芯地 50 は、図 9 に示すように、縦糸 51 と横糸 52 を織成し、加熱成形したもので、次のような種類がある。

(1) 高反発品：高反発力の縦糸 51 および横糸 52 を格子状に織った織物で、通常、機械織であるが、高級品では手織りもある。

(2) 低融点品：縦糸 51 および横糸 52 に低融点糸を使用したもの。

(3) 上級品：縦糸 51 および横糸 52 に低反発力の糸を使用したもの。

また、不織布を裁断した不織布品もある。そして、対象とするカーテン生地の腰の強さに

10

20

30

40

50

応じて、その縦糸および／または横糸の材質、断面積、断面形状、織込量などが適宜選定されている。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところが、上記のカーテン用芯地は、いずれもカーテン生地の腰の強さと、カーテン芯地の反発力との最善の組み合わせを得ることが困難であり、図10(A)に示すように、カーテン60のひだ山61が綺麗な円弧状にならなかったり、図10(B)に示すように、カーテン60のひだ谷(ひだ山61とひだ山61の間の部分)62が綺麗な円弧状にならなかつた。

10

【0005】

すなわち、(1)の高反発品は、カーテンのひだ(襞)山61部分には美しい円弧状が得られるが、ひだ谷62部分は芯地の反発力が大き過ぎて、カーテンレールに吊り下げの場合に、ひだ谷62がカーテンの前面側に凸状になつたり、カーテンの後面側に凸状になつたりする不都合があり、また、カーテンのひだ山61部分を片側に引き寄せた場合に、芯地の大きな反発力によってひだ谷62部分が移動して、カーテンを美しく寄せ溜めることができなかつた。

【0006】

また、(2)の低融点品は、(1)の高反発品よりも反発力が小さいので、ひだ山61を作り易い利点はあるが、ひだ山61部分を重ね合わせて置いた場合に、ひだ山61部分が潰れて商品価値が低くなるという問題点があつた。

20

【0007】

また、(3)の上級品は、(1)の高反発品よりは反発力が小さいので、ひだ谷61部分の形状が綺麗にできるが、カーテンのひだ山61部分を重ねて置いた場合に、ひだ谷62部分の反発力でひだ谷62部分が移動することをなくすことができない。

【0008】

また、不織布品は、ひだ山61およびひだ谷62部分の綺麗な円弧形状が得やすいが、クリーニングを繰り返すと芯地がボロボロになり易く、特に、家庭の洗濯機で手軽に洗濯することができない。

30

【0009】

以上のように、従来のカーテン用芯地は、カーテンのひだ山部分およびひだ谷部分の両方に美しい円弧形状が得られ、しかも、カーテンのひだ山部分を重ねて置いた場合に、ひだ谷部分が移動しないようにすることが難しかつた。これは、カーテンのひだ山部分に要求される芯地の反発力と、ひだ谷部分に要求される芯地の反発力とが相違していることに基づくもので、従来の全面が均一なカーテン用芯地では、このような要求を満たすことができないためであることが分かつた。

【0010】

そこで、本発明は、カーテンのひだ山部分およびひだ谷部分に美しい円弧形状が得られ、かつ、ひだ谷部分を重ね合わせた場合に芯地の反発力でひだ谷部分が移動しないカーテン用芯地を提供することを目的とするものである。

40

【課題を解決するための手段】

【0011】

本発明は、上記の課題を解決するために、カーテンの上部に縫い込まれるカーテン用芯地において、前記芯地の幅方向の少なくとも一端側に、芯地の残余部分とは反発力が異なる異反発力領域を設けたことを特徴とするカーテン用芯地である(請求項1)。

【0012】

上記の「少なくとも一端側に」なる用語は、本明細書及び特許請求の範囲の全体を通して、芯地の幅方向中央から偏心している全ての場合を含むものとし、必ずしも「端」であることを意味しない。また、「少なくとも一端側に」なる用語は、異反発力領域を芯地の幅方向の一端側のみに設ける場合、両端側に設ける場合の両方を含むことを意味する。ま

50

た、「芯地の残余部分とは反発力が異なる異反発力領域」なる用語は、その異反発力領域の反発力が残余部分の反発力よりも大きな場合、異反発力領域の反発力が残余部分の反発力よりも小さな場合の両方を含む。上記のいずれを採用するかは、カーテン生地の腰の強さなどに応じてカーテン用芯地に要求される反発力に応じて、任意に選択することができる。

【0013】

本発明は、より具体的には、以下のように構成される。すなわち、前記異反発力領域が、芯地の残余部分よりも反発力が大きな強反発領域であることを特徴とするカーテン用芯地である（請求項2）。

【0014】

上記の強反発力領域は、芯地の幅方向の一端側のみに設ける場合、両端側に設ける場合の両方を含み、強反発力領域の反発力は、このカーテン用芯地が縫い込まれるカーテン生地の腰の強さに応じて、任意に設定することができる。

【0015】

本発明はまた、前記強反発力領域が、芯地の残余部分の縦糸よりも反発力が大きな縦糸を織り込んで構成されていることを特徴とするカーテン用芯地である（請求項3）。

【0016】

上記の芯地の残余部分の縦糸よりも反発力が大きな縦糸は、その材質、断面積、断面形状、織込幅、織込量のいずれか、あるいはそれらの組み合わせによって、強反発力領域の反発力を任意に設定することができる。

【0017】

また、本発明は、前記強反発力領域が、芯地の幅方向の両端側に設けられ、かつ、その反発力を芯地の両端側で異ならせたことを特徴とするカーテン用芯地である（請求項4）。

【0018】

上記の芯地の両端側に設けられた強反発力領域の反発力を互いに異ならせるためには、両端側の強反発力領域に織り込む縦糸の材質、断面積、断面形状、織込幅、織込量のいずれか、あるいはそれらの組み合わせを異ならせることによって、実現することができる。織込幅を異ならせることは、最も簡単である。

【0019】

また、本発明は、前記残余部分の縦糸が熱融着糸とウーリー糸で構成され、前記横糸がポリエステルのモノフィラメントからなる第1横糸およびポリエステルのモノフィラメントからなる第2横糸の交互織で構成され、前記強反発力領域を構成する縦糸がポリエステルのモノフィラメントで構成されていることを特徴とするカーテン用芯地である（請求項5）。

【0020】

また、本発明は、前記強反発力領域を構成する縦糸を、ポリエステルの扁平状モノフィラメントで構成したことを特徴とするカーテン用芯地である（請求項6）。

【0021】

また、本発明は、前記強反発力領域を構成する縦糸の幅方向の端部に、少なくとも1本の低融点のウーリー糸を織り込んだことを特徴とするカーテン用芯地である（請求項7）。

本発明でいう「芯地」には典型的には織物（綾織や平織など）と編物が含まれるが、これに限らず、さらに不織布やフィルムシートなども含まれる。

【発明の効果】

【0022】

本発明のカーテン用芯地によれば、カーテンの上部に縫い込まれるカーテン用芯地において、前記芯地の幅方向の少なくとも一端側に、芯地の残余部分とは反発力が異なる異反発力領域を設けたので、カーテン用芯地の全体としての反発力は、ほぼ芯地の残余部分を構成する縦糸の反発力によって決まり、カーテン用芯地の少なくとも一端部の反発力は、

幅方向の少なくとも一端側に設けられた異反発力領域の反発力によって決まるので、前記残余部分および異反発力領域の反発力を適宜設定することによって、カーテン生地の腰の強さに応じた最適なカーテン用芯地のひだ山部分およびひだ谷部分の反発力を実現することができ、カーテンのひだ山およびひだ谷の形状を綺麗な円弧状にすることができる。また、カーテンのひだ山部分を重ねて置いた場合に、ひだ山部分が潰れたり、芯地の反発力によってひだ山部分が移動したりすることができない。

【0023】

さらに、本発明の具体的実施形態によるカーテン用芯地によれば、前記異反発力領域が、芯地の残余部分よりも反発力が大きな強反発領域であるので、カーテン用芯地の全体としての反発力は、ほぼ芯地の残余部分の反発力によって決まり、カーテン用芯地の少なくとも一端部の反発力は、幅方向の少なくとも一端側に設けられた強反発領域の反発力によって決まるので、カーテン生地の腰の強さに応じた最適なカーテン用芯地の反発力を実現することができ、カーテンのひだ山およびひだ谷の形状を綺麗な円弧状にすることができる。また、カーテンのひだ山部分を重ねて置いた場合に、ひだ山部分が潰れたり、芯地の反発力によってひだ山部分が移動したりすることができない。

【0024】

また、本発明のカーテン用芯地によれば、前記強反発力領域が、芯地の残余部分の縦糸よりも反発力が大きな縦糸を織り込んで構成されているので、芯地の残余部分を構成する縦糸よりも反発力が大きな縦糸の材質、断面積、断面形状、織込幅、織込量などのいずれか、またはそれらの2以上を変更することによって、強反発力領域の反発力を任意に設定することができる。

【0025】

また、本発明のカーテン用芯地によれば、前記強反発力領域が、芯地の幅方向の両端側に設けられ、かつ、その反発力を芯地の両端側の強反発力領域で互いに異ならせたので、芯地のいずれの端部側を上方にしてカーテンに縫い込むかによって、芯地の上端部の反発力が2段階に変更できるため、一つのカーテン用芯地を、腰の強さが異なる2種類のカーテン生地に用いることができ、2種類のカーテン用芯地を製作する場合に比較して、製造、保管、輸送などに便利である。特に、芯地の幅方向の両端部の反発力が大きな縦糸の織込幅を異ならせると、両強反発力領域の違いが一目瞭然であり、取り扱いに便利である。

【0026】

また、本発明のカーテン用芯地によれば、前記残余部分の縦糸が熱融着糸とウーリー糸で構成され、前記横糸がポリエステルのモノフィラメントからなる第1横糸およびポリエステルのモノフィラメントからなる第2横糸の交互織で構成され、前記強反発力領域を構成する縦糸がポリエステルのモノフィラメントで構成されているので、残余部分の縦糸を構成するウーリー糸によって、横糸との絡み合いが強化されて、織成後、加熱ロールに通すまでの縦糸および横糸の乱れが防止できる。また、横糸をポリエステルのモノフィラメントからなる第1横糸およびポリエステルのモノフィラメントからなる第2横糸の交互織で構成したので、芯地の幅方向の反発力はポリエステルのモノフィラメントからなる第1横糸によって得られ、加熱による縦糸との交絡力はポリエステルのモノフィラメントからなる第2横糸によって得られる。さらに、残余部分の縦糸よりも反発力が大きな縦糸を構成するポリエステルのモノフィラメントの断面積、断面形状、織込幅、織込量のいずれか、またはこれらの組み合わせによって、強反発力領域の反発力を芯地の残余部分の反発力よりも大きくすることができる。

【0027】

また、本発明のカーテン用芯地によれば、前記強反発力領域を構成する縦糸を、ポリエステルの扁平状モノフィラメントで構成したので、ひだ山を形成し易くなるのみならず、芯地の嵩を増大することなく、芯地の反発力を増大することができる。

【0028】

10

20

30

40

50

また、本発明のカーテン用芯地によれば、前記強反発力領域を構成する縦糸の幅方向の端部に、少なくとも1本の低融点のウーリー糸を織り込んだので、このウーリー糸が低融点の第2横糸と融着されて、強反発力領域を形成する縦糸の乱れを防止できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0029】

以下、本発明のカーテン用芯地の実施形態について、図面を参照して説明する。

【0030】

本発明の実施形態のカーテン用芯地1は、図1に示すように、縦糸2と、高融点の第1横糸3、低融点の第2横糸4とを交互に格子状に織成して、その一端側に、縦糸2よりも反発力が大きな縦糸5を織り込んで、縦糸2、横糸3、4によって構成される残余部分6よりも反発力が大きな強反発力領域7を設けたものである。 10

【0031】

カーテン用芯地1の全体の幅Wは、カーテンの丈によっても相違するが、一般的に30mm、50mm、75mm、90mm、100mmなどである。縦糸2よりも反発力が大きな縦糸5を織り込んで構成された強反発力領域7の幅wは、カーテン生地の腰の強さなどにもよるが、例えば、5mm～20mmの範囲である。

【0032】

前記縦糸2、第1横糸3、第2横糸4および縦糸5は、モノフィラメント、マルチフィラメントのいずれも使用できるが、縦糸2は、例えば、低融点のポリエステルの表面を起毛したウーリー糸で構成され、第1横糸3は、例えば、ポリエステルの円形断面形状のモノフィラメントで構成され、第2横糸4は、例えば、ポリエステルの扁平断面形状のモノフィラメントで構成され、縦糸2よりも反発力が大きな縦糸5は、例えば、ポリエステルの断面円形状のモノフィラメントで構成される。縦糸5は、断面形状が円形のモノフィラメントだけでなく、断面形状が扁平状のモノフィラメントを用いることによって、断面積が大きなモノフィラメントを用いても、芯地1の嵩をそれほど増大しなくても済む利点がある。 20

【0033】

上記のカーテン用芯地1によれば、全体としての反発力は、芯地1の面積の大部分を占める残余部分6によって決定されるが、カーテン用芯地1の一端部の反発力は、端部に配置された強反発力領域7の反発力によって決定される。すなわち、上記のカーテン用芯地1は、全体としての反発力と、一端部の反発力とが異なるものである。 30

【0034】

上記のカーテン用芯地1を、図2に示すように、強反発力領域7を上方にしてカーテン生地11に縫い込む。すなわち、図2(A)に示すように、カーテン生地11の上端部12から所定寸法だけ下がった位置に、カーテン用芯地1をその強反発力領域7が下方になるように配置し、カーテン生地11の芯地1の上端から食み出した部分13を、図2(B)に示すように、芯地1の上に折り返し、さらに図2(C)に示すように、芯地1の部分をカーテン生地11とともに折り返して、芯地1の上端部および下端部近傍をカーテン生地11とともに縫製(14, 15)する。すると、強反発力領域7がカーテン10の上端側に位置する。 40

【0035】

そして、図3に示すように、カーテン生地11および芯地1の重なり合う部分に、所定間隔でひだ山16を形成する。図示例は1箇所にひだ山16を3個形成した場合を示す。これら3個のひだ山16は、その前面の中央部が縫製(17)され、後面の各縁部18が縫製(19)されている。各ひだ山16, 16間は、ひだ谷20である。

【0036】

上記実施形態のカーテン10において、カーテン10を閉じた場合のひだ山16およびひだ谷20部分の形状は、全体的には芯地1における残余部分6の反発力によって決まるが、ひだ山16およびひだ谷20の上端部分は、芯地1における端部部分の強反発力領域7の反発力によってその形状が決まる。すなわち、芯地1の残余部分6と強反発力領域7との 50

反発力が異なることによって、ひだ山 1 6 およびひだ谷 2 0 部分とともに、綺麗な円弧状になり、カーテン 1 0 に美しいひだが形成されるのである。

【 0 0 3 7 】

なお、図 1 のカーテン用芯地 1 は、図 2 (A) ~ (C) に示すように、一端側に設けた強反発力領域 7 を、カーテン 1 0 の上側に配置する場合のみならず、生地 1 1 の腰の強さによっては、図 2 (D) に示すように、最初は強反発力領域 7 をカーテン生地 1 1 の上側に配置しておき、図 2 (B) ~ (C) に示すようにカーテン生地 1 1 を 2 回折り返した状態で、強反発力領域 7 がカーテン 1 0 の下側になるように配置して使用することもできる。

【 0 0 3 8 】

図 4 は本発明の異なる実施形態のカーテン用芯地 3 0 を示す。このカーテン用芯地 3 0 は、幅方向の両端側に残余部分 3 6 よりも反発力が大きく、かつ、互いの反発力が同一の強反発領域 3 7 a , 3 7 b を形成したものである。図示例では、両強反発領域 3 7 a , 3 7 b の反発力を同一にするため、両強反発領域 3 7 a , 3 7 b を構成する縦糸 5 の材質、断面積、断面形状、織込量、織込幅 w_1 および w_2 を同一にした場合を示している。このように、芯地 3 0 の両端側に同一の織込幅 w_1 および w_2 で同一の反発力の強反発領域 3 7 a , 3 7 b を形成すると、カーテン用芯地 1 が上下対称であるため、カーテン用芯地 1 の織成工程で長さ方向の曲がりが無くなる利点がある上、カーテン生地 1 1 に縫い込む際に、芯地 3 0 の上下を判別する必要が無いため便利である。

【 0 0 3 9 】

図 5 は本発明のさらに異なる実施形態のカーテン用芯地 4 0 を示す。このカーテン用芯地 4 0 は、幅方向の両端側に残余部分 4 6 よりも反発力が大きく、かつ、互いの反発力が異なる強反発領域 4 7 a , 4 7 b を形成したものである。互いに反発力が異なる強反発領域 4 7 a , 4 7 b は、残余部分 6 を構成する縦糸 2 よりも反発力の大きな縦糸 5 の材質、断面積、断面形状、織込幅、織込量のいずれか一つ、または 2 以上を適宜設定することによって実現可能である。中でも、図示するように、強反発領域 4 7 a , 4 7 b の織込幅 w_1 , w_2 を異ならせることは、強反発領域 4 7 a , 4 7 b の違いが一目瞭然であるので取り扱いが便利である。このように、芯地 4 0 の両端側に互いに反発力が異なる強反発領域 4 7 a , 4 7 b を形成すると、カーテン生地 1 1 の腰の強さに応じて、図 5 (A) (B) に示すように、強反発領域 4 7 a , 4 7 b のいずれかを上方にして使用することにより、腰の強さが異なる 2 種類のカーテン生地 1 1 に対して、最適な強反発領域 4 7 a または 4 7 b を選択的に使用可能になる利点がある。

【 0 0 4 0 】

(実施例 1)

次に、本発明のカーテン用芯地の実施例について説明する。

【 0 0 4 1 】

図 1 に示すカーテン用芯地 1 において、各構成要素を次のように構成した。

芯地 1 の幅寸法 W : 9 0 m m

縦糸 2 : ポリエスチルのウーリー糸 (表面起毛糸) 3 2 0 デシテックス (単糸)

第 1 横糸 3 : 直径寸法 0 . 2 3 m m の断面円形状のポリエスチルモノフィラメント 4 8 0 デシテックス

第 2 横糸 4 : 長径寸法 0 . 3 m m 、短径寸法 0 . 2 m m の断面扁平状のポリエスチルモノフィラメント 1 6 7 デシテックス

縦糸 5 : 直径寸法 0 . 1 5 m m の断面円形状のポリエスチルモノフィラメント 2 2 0 デシテックス

残余部分 6 の幅寸法 : 7 0 m m

強反発領域 7 の幅寸法 w : 2 0 m m

【 0 0 4 2 】

上記の実施例のカーテン用芯地 1 をその強反発領域 7 が上方になるようにカーテン生地 1 1 に縫い込み、所定間隔でひだ山 1 6 を形成したところ、ひだ山 1 6 およびひだ谷 2 0

10

20

30

40

50

ともに、綺麗な円弧状に形成され、カーテン10に美しいひだが得られた。また、カーテン10をひだ山16を重ね合わせて置いたところ、ひだ山16の潰れや、ひだ谷20部分の反発力でひだ谷部分が移動することがなかった。

【0043】

これに対して、縦糸2を全面に織り込んだ強反発領域7を有しない比較例のカーテン用芯地を縫い込んだカーテンにおけるひだ山またはひだ谷は、不定形、かつ、不均一な弧を描いて、カーテンに美しいひだが得られなかった。また、このカーテンをひだ山部分を重ね合わせて置いたところ、ひだ谷部分の芯地の反発力不足によって、ひだ谷部分が潰れてしまった。

【0044】

(実施例2)

上記実施例1における第2横糸4を、直径寸法が0.25mmのポリエステルの断面円形状のモノフィラメント250デニールに変更したのみで、との構成は実施例1と同様に構成した。

【0045】

(実施例3)

実施例3のカーテン用芯地1を図6に示す。このカーテン用芯地は、芯地1の両サイドでポリエステルウーリー糸320/1の縦糸と、ポリエステルモノフィラメント扁平糸220の縦糸を、交互に並べている。横糸は、ポリエステルモノフィラメント480とポリエステル熱融着糸167を交互に並べている。なお、図示の縦糸および横糸の本数はイメージ的に示したもので、実際の本数とは関係ない。

【0046】

(実施例4)

実施例4のカーテン用芯地1を図7に示す。このカーテン用芯地1は、芯地1の中心から左右両側にやや偏心した位置で、ポリエステルウーリー糸320/1の縦糸と、ポリエステルモノフィラメント扁平糸220の縦糸を、交互に並べている。芯地1の中央所定幅および左右両端所定幅の全ての縦糸はポリエステルウーリー糸320/1である。横糸は、ポリエステルモノフィラメント480とポリエステル熱融着糸167を交互に並べている。なお、図示の縦糸および横糸の本数はイメージ的に示したもので、実際の本数とは関係ない。

【0047】

(実施例5)

実施例5のカーテン用芯地1を図8に示す。このカーテン用芯地1は、芯地1の両端の比較的狭い所定幅で、ポリエステルウーリー糸320/1の縦糸と、ポリエステルモノフィラメント扁平糸220の縦糸を、交互に並べている。芯地1の中央所定幅の全ての縦糸はポリエステルウーリー糸320/1である。横糸は、ポリエステルモノフィラメント480とポリエステル熱融着糸167を交互に並べている。なお、図示の縦糸および横糸の本数はイメージ的に示したもので、実際の本数とは関係ない。

【0048】

以上説明した実施例はいずれも例示であり、縦糸と横糸の糸の種類、太さ、本数ないし打込み密度、縦糸を二種類の糸で構成する領域の左右方向の位置や幅の大小、芯地1の全幅など、用途に応じて種々変更可能ることは勿論である。

【0049】

上記の実施例のカーテン用芯地1をその強反発領域7が上方になるようにカーテン生地11に縫い込み、所定間隔でひだ山16を形成したところ、ひだ山16およびひだ谷20とともに、綺麗な円弧状に形成され、カーテン10に美しいひだが得られた。また、カーテン10をひだ山16を重ね合わせて置いたところ、ひだ山16部分が潰れたり、ひだ谷20部分の反発力でひだ谷部分が移動したりすることがなかった。

【0050】

なお、上記の実施形態は、本発明の典型的なものを示したものであって、本発明はこの

実施形態に限定されるものではなく、本発明の精神を逸脱することなく種々の変形が可能である。

【0051】

例えば、本発明のカーテン用芯地は、図示するような横開き式のカーテンに好適なものであり、レール天井付けのAフックと称される形式のもの、あるいは、レール正面付けのBフックと称される形式のいずれにも適用することができる。

【0052】

また、本発明のカーテン用芯地は、図示するような横開き式のカーテンに好適なものであるが、西欧において良く用いられている、ひだ部分が丸くなっているゴブレットひだカーテンにも適用できる。

10

【図面の簡単な説明】

【0053】

【図1】本発明に係るカーテン用芯地の一実施形態の正面図である。

【図2】図1のカーテン用芯地をカーテン生地に縫い込む要領を示し、(A)はカーテン生地上にカーテン用芯地を配置した状態の正面図、(B)はカーテン生地でカーテン用芯地を巻き込んだ状態の正面図、(C)はカーテン生地およびカーテン用芯地を縫製した状態の正面図、(D)は図1のカーテン用芯地の異なる使用例の正面図である。

【図3】(A)は図2(C)のカーテン生地およびカーテン用芯地にひだ山およびひだ谷を形成したカーテンの前面斜視図、(B)は後面斜視図である。

20

【図4】本発明の異なる実施形態のカーテン用芯地の正面図である。

【図5】本発明のさらに異なる実施形態のカーテン用芯地の正面図で、(A)はその一使用例、(B)は他の使用例である。

【図6】本発明の実施例3を示すカーテン用芯地の正面図である。

【図7】本発明の実施例4を示すカーテン用芯地の正面図である。

【図8】本発明の実施例5を示すカーテン用芯地の正面図である。

【図9】従来のカーテン用芯地の正面図である。

【図10】従来のカーテン用芯地を用いたカーテンの問題点を示すカーテンの上面図で、(A)はひだ山部分、(B)はひだ谷部分である。

【符号の説明】

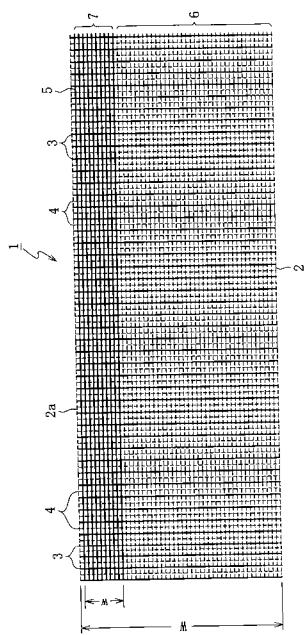
【0054】

30

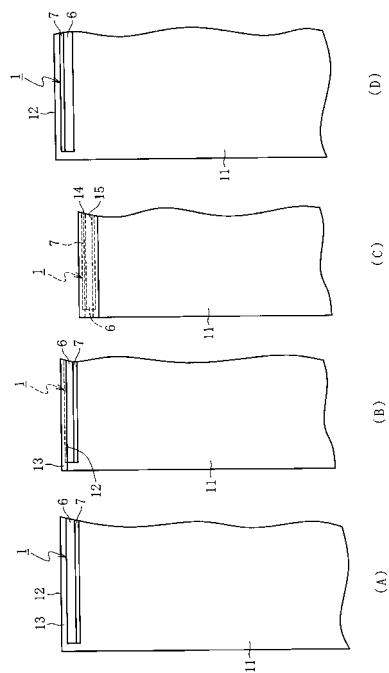
- 1 カーテン用芯地
- 2 縦糸
- 3 第1横糸
- 4 第2横糸
- 5 縦糸よりも反発力が大きな縦糸
- 6 残余部分
- 7 異反発力領域（強反発力領域）
- 10 カーテン
- 11 カーテン生地
- 16 ひだ山
- 20 ひだ谷
- 30, 40 カーテン用芯地
- 37a, 37b, 47a, 47b 強反発力領域

40

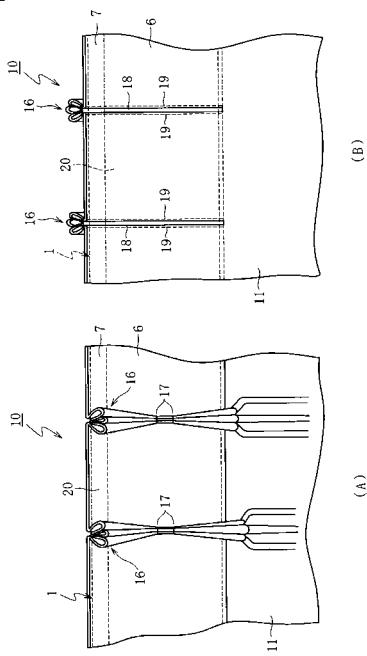
【図1】



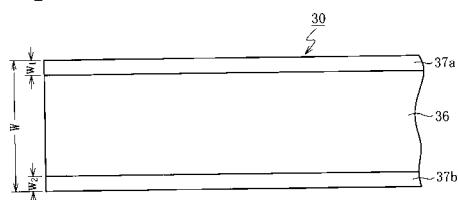
【図2】



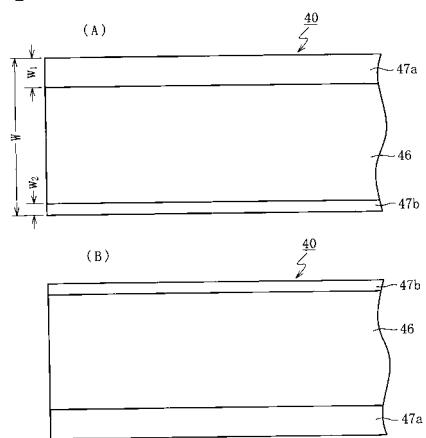
【図3】



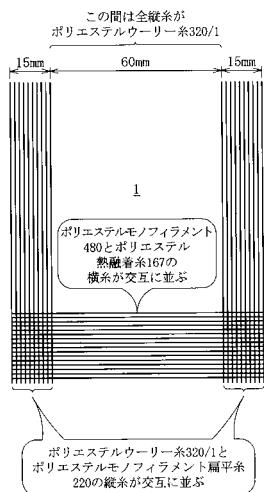
【図4】



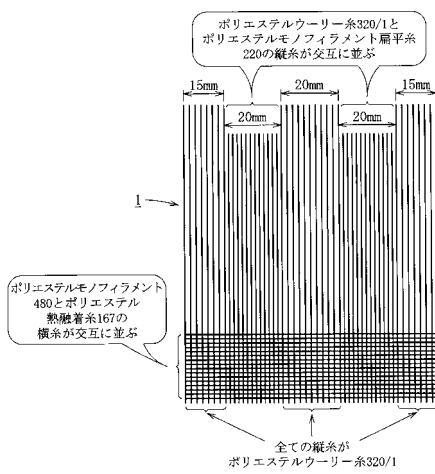
【図5】



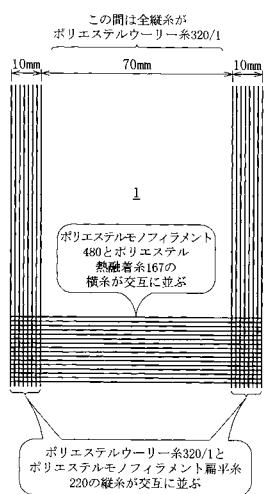
【図6】



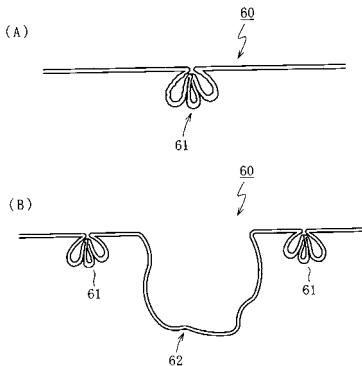
【図7】



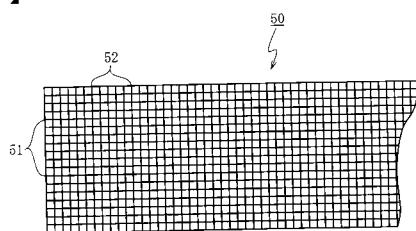
【図8】



【図10】



【図9】



フロントページの続き

(51) Int.Cl.⁷

F I

テーマコード(参考)

D 0 3 D 15/02

B

(74)代理人 100120949

弁理士 熊野 剛

(74)代理人 100121186

弁理士 山根 広昭

(72)発明者 伊藤 誠宜

愛知県一宮市萩原町串作字郷 27 進弘産業株式会社内

(72)発明者 笠原 利之

静岡県浜松市佐藤二丁目 28 - 28 笠原細巾織物株式会社内

(72)発明者 笠原 直樹

静岡県浜松市佐藤二丁目 28 - 28 笠原細巾織物株式会社内

F ターム(参考) 2E182 AB01 AC01 BB01 CC01 FF02

4L048 AA20 AA37 AA44 AA55 AB07 AB10 AB21 BA02 BA03 BC00

DA05 DA19